

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	八代維持管内豪雨時応急作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 鈴木 学 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
契約締結日	令和 2年 7月22日
契約の相手方の氏名及び住所	興亜建設工業株式会社
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥9,322,500-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥9,322,500-
随意契約によることとした理由	別紙随意契約理由書のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 件名 八代維持管内豪雨時応急作業
2. 履行場所 八代維持出張所管内
3. 随意契約の相手方 名称：興亜建設工業（株）
住所：熊本県玉名郡長洲町大字腹赤堀越1530番地1
電話：0968-78-6268
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本作業は、7月11日に発生した豪雨によって、八代維持出張所管内において大規模な土砂崩落などが複数箇所が発生したため、一般国道3号沿線の応急対策後の緊急的な交通規制及び応急作業等を行い、道路の安全を確保するものである。

(2) 理由

上記業者は、直轄管理区間内において発生した災害等の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、災害等の拡大防止と被災施設の早期復旧に期することを目的とし、熊本河川国道事務所と「熊本河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定」を締結している。本協定では、災害等の状況により、当事務所の直轄管理区間内において、当該区間以外での場所においても協定の対象区間にする다고定めている。また、当該業者は7月17日から7月31日において八代維持出張所管内で早急な災害対応が可能である唯一の災害協定業者である。

以上のことから、本作業を円滑に遂行することを目的とし、興亜建設工業（株）を契約相手と判断するものである。

(随意契約理由書作成者)

熊本河川国道事務所

道路管理第二課長